誓　約　書

令和　　年　　月　　日

　長久手市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者名）

　下記事項について誓約いたします。

　これが、事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について不服申立てを行いません。

記

１　現在、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規

定に該当しておりません。

２　現在、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておりません。

３　長久手市税について滞納はありません。

４　個人の場合

　　「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２４年１２月２５日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者ではありません。

５　法人の場合

　　法人の役員等が、「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２４年１２月２５日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者ではありません。